

令和5年度

定期監査結果報告書

富田林市監査委員

富 監 第 1 1 1 号
令和6年3月29日

富田林市長 吉村 善美 様

富田林市監査委員
中川 元
花岡 秀行
南方 泉

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

健康推進部 保険年金課、高齢介護課、福祉医療課、健康づくり推進課

2. 監査の期間

令和5年9月29日 ～ 令和6年3月27日

3. 監査の範囲

令和4年10月～令和5年9月分の事務・事業

4. 監査の方法

今回の監査は、前記監査の対象、監査の期間、監査の範囲における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を受け、関係書類の調査とともに、必要に応じて担当職員から説明を聴取し、現状の把握を行う方法により実施した。

また、内部統制に関しては、事前に提出を求めたリスク評価シート、事務フロー図等から、適切なリスクマネジメントがなされているかについても確認を行った。

5. 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部において、検討・改善等を要するものが見受けられたので、善処されるよう要望する。

なお、検討・改善等の指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

以下、監査結果について記述する。

【保険年金課】

保険年金課は、資格給付係、保健事業係、収納係、国民年金係で構成される。

資格給付係は、国民健康保険被保険者資格の得喪、国民健康保険被保険者証の交付、国民健康保険料の賦課調定、国民健康保険の給付、国民健康保険事業の経理、国民健康保険運営協議会に、日雇労働者健康保険、部及び課の総合的な調整に関する事務を分掌している。

保健事業係は、国民健康保険被保険者の特定健診、特定保健指導及びその他の保健事業に関する事務を分掌している。

収納係は、国民健康保険料の収納及び滞納整理、過誤納金の還付充当、介護保険料の徴収に関する事務を分掌している。

国民年金係は、国民年金の被保険者の資格、国民年金の裁定請求に関する事務を分掌している。

○ 国民健康保険窓口等業務の委託業務について（検討・改善）

この業務は、国民健康保険の窓口における業務等を民間委託するものである。

委託業務仕様書には、業務内容として「委託業務予定一覧表」が作成され、業務の分類ごとに業務フローが示されている。

そこには、「責任者」のフローが示されておらず、仕様書にも「責任者」についての記載がないため、実施している業務内容が不明瞭である。

「責任者」、仕様書でいう「業務責任者」、及び「業務従事者」等の業務内容についての棲み分けを明示し、有事の際にも適切かつ迅速な対応に繋げられるような体制整備を期待する。

また、月ごとの実施状況について、受託業者より報告書は提出されているが、委託業務の履行状況に対する評価が行われていない。

国民健康保険窓口業務は、本来担当課の業務であり、担当課は受託業者の業務ぶりを常に確認し、市民の要望や質問等に応えなければならない。評価方法や基準を定め公正な評価を行うことで、業務が適正に履行されているか確認でき、結果が芳しくない場合には指導する等、今後役に立てることができる。

市民にわかりやすく説明できるようにするためにも、必要な評価を行い、今後もより良いサービスを充実されることを望む。

【高齢介護課】

高齢介護課は、保険料係、認定給付係、高齢者支援係で構成される。

保険料係は、介護保険法第9条第1項に規定する第1号被保険者（以下「被保険者」という。）の資格管理、被保険者の保険料の賦課、収納、督促及び滞納処分、介護保険事業等の計画及び調査、統計、経理、富田林市高齢者保健福祉計画等推進委員会、指定地域密着型サービス事業者の整備等、富田林市地域密着型サービス運営委員会、富田林市公的介護施設等設置事業者選考委員会、課の総合的な調整に関する事務を分掌している。

認定給付係は、要介護認定、介護保険の給付、富田林市介護認定審査会、介護給付費の適正化事業、介護相談に関する事務を分掌している。

高齢者支援係は、地域支援事業、在宅介護支援センター及び地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所、高齢者虐待防止、富田林市地域包括支援センター運営協議会、富田林市成年後見審判申立審査会、市立老人いこいの家及びシルバー人材センター、老人クラブ、老人福祉法に基づく措置、地域福祉基金、その他高齢者福祉に関する事務を分掌している。

介護保険料の債権管理について

今回の定期監査に先立ち、本市市議会の審議において、介護保険料の債権管理が不適切であることが明らかになった。そこで、本定期監査において、同課からこの点についての聴取に時間を割く等慎重に監査を行った。

ア 不適切処理の具体的な内容

本来、介護保険料は、他の強制徴収公債権と同様の債権回収のルールに則って滞納者に対する対応をしなければならない。ところが、介護保険制度が始まった平成12年以降、同課では、督促はしていたものの、①滞納者の財産の調査を独自で行わず、②交付要求以外の財産差押え等の滞納処分を行わず、③適切な滞納処分の停止を行って来なかった。消滅時効到来後に滞納処分の停止を行っていた。③については、令和5年3月まで継続されていたことが明らかになった。

イ 原因

本市では、平成24年に債権管理PTが設置され、さらに、平成25年度に債権管理条例が策定され、強制徴収公債権のみならず、非強制徴収公債権や私債権についても、法に従った債権管理に努め、効率的、効果的な債権回収を進めることとなった。しかし、介護保険料の所管課である同課は債権管理PTに入っていなかった。勿論、PTには同じ部の保険年金課が入っていたし、本来PTの取り組みやノウハウは市全体で共有するはずであった。しかし、同課はPTの取り組みやノウハウを共有できなかった。

また、同課が自らの分析したところによると、そもそも介護保険料は、9割弱が年金から直接徴収する特別徴収で現年の徴収率が99%を超えることや、特別徴収以外（普通徴収）の多くが低所得者であり、強く納付を求めることへの配慮という意識がある。そして、同課は、高齢化の進行に伴い、65歳到達者への被保険者証、納付書発行等の事務量増等が重なり、保険料徴収の意識が希薄になり、滞納処理に対する認識が甘くなってしまう、業務を見直すという意識がなく、従前からの誤った滞納処分の停止処理や財産調査の欠落という実務が放置されることになったとのことである。

ウ 同課の対応の現状

同課では、職員一人ひとりが、債権管理に対する意識を見直し、前例踏襲をあらため、常に見直す事務改善の意識を持ちながら取り組むことにした。

具体的には、前述①の滞納者の財産の調査を確実に行う。即ち、滞納期間が1年を超える滞納者を優先的に、滞納処分が容易な金融機関への照会を行う。

その他の財産調査についても、優先順位を立てながら、適切に実施していく。

財産調査の結果をふまえ、換価性の高いものから優先して差押えを行う。また、徴収できないと判断した場合は、滞納処分の停止処理を速やかに行う。

令和3年度以降、年度毎に目標値を設定し、事務を見直し改善に取り組む。

エ 意見

まず、自治体の職員は、「法律に基づく行政」という意識を常に持つことが大切である。それによって、根拠のない前例踏襲からも脱却できる。

住民の福祉の増進を図るといふ地方自治の本旨からは、債権管理は後ろ向きのイメージがあるかもしれないが、とくに低所得者への配慮という意識も働くかもしれないが、一方で、悪質な滞納者には厳正に対処し、市民負担の公平性を確保する必要性という観点も大切であり、徴収猶予や換価猶予を考慮しつつ、適正な債権管理に努められたい。

また、後述するように、債権管理に関する市を挙げての取り組みが市全体に浸透するためには、縦割り行政の弊害を避けるためにも、情報の共有の徹底が大切であり、本市のDX（デジタル・トランスフォーメーション）はこれに資するといえる。

【福祉医療課】

福祉医療課は、後期高齢者医療係、福祉医療係で構成される。

後期高齢者医療係は、後期高齢者医療に係る各種届出・申請等の受付、後期高齢者医療被保険者証の引渡し、後期高齢者医療保険料の徴収、大阪府後期高齢者医療広域連合との連絡調整、課の総合的な調整、その他後期高齢者医療に関する事務を分掌している。

福祉医療係は、重度障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成、未熟児養育医療給付に関する事務を分掌している。

監査の結果、後述の「【保険年金課・高齢介護課・福祉医療課 共通事項】」に記載したものを除き、特に指摘すべき事項はなかった。

【保険年金課・高齢介護課・福祉医療課 共通事項】

○ 各保険料の債権管理事務について（意見・要望）

前述のとおり、地方自治体における適正な債権管理は、市の財源確保や市民負担の公平性の観点から重要な課題である。

本市では、平成24年に債権管理PTが設置され、さらに、平成25年度に債権管理条例が策定され、強制徴収公債権のみならず、非強制徴収公債権や私債権についても、法に従った債権管理に努め、効率的、効果的な債権回収を進めることとなった。本定期監査では本条例はじめ、各関係法令等に基づき公平かつ効率的に、適正な債権管理が行われているか検証することも目的に監査を実施した。そこで、各債権所管課においては、滞納整理に関する方針が定められていることを確認した。

方針は毎年度改定され、年度に応じた重点課題が定められており、滞納整理に対する意識を常に持ち、慢性化することのないよう事務に取り組んでいることが伺え評価できる。

滞納整理においては、専門的知識が必要である。

そのため、債権回収のみに注力するのではなく、滞納整理に関する研修等に積極的に参加し、担当職員が変わった場合にも備え、業務内容の知識やノウハウの引継ぎが必要となる。

各債権所管課の取り組みの強化及び関係部局相互の連携を一層高めながら、全庁的に総合的な債権回収等の取り組みを進め、一層の成果が得られるよう望むものである。

【健康づくり推進課】

健康づくり推進課は、企画調整係、母子保健係、健康づくり係、予防接種係で構成される。

企画調整係は、保健・地域医療に関する企画、調査及び統計、休日診療所、保健センター及び新堂診療所、富田林病院の譲渡等に関する基本協定、関係団体の指導育成、救急医療（消防本部の所管に係るものを除く。）、課の総合的な調整に関する事務を分掌している。

母子保健係は、母子保健、乳幼児及び妊婦の健診、妊娠届及び母子健康手帳、その他乳幼児及び妊婦の保健事業に関する事務を分掌している。

健康づくり係は、健康増進、成人の健康診断及び検診、自殺予防、健康相談及び栄養相談、特定保健指導、その他成人の保健事業に関する事務を分掌している。

予防接種係は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種、感染症の予防に関する事務を分掌している。

監査の結果、後述の「【総論】」に記載したものを除き、特に指摘すべき事項はなかった。

【総論】

庁内における横断的な事業の取り組みについて

本定期監査において、各課で課題やリスク等を把握しそれに応じた対策を講じる等、課単位として十分機能していることが確認できた。

しかし、近年地方自治体の課題には富田林市自殺対策連絡会議の取り組みのように所管課のみならず複数の部署に関連する諸課題が増えてきており、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取り組み等全庁の取り組みもある。これらの業務については、部局内ひいては庁内で横断的に共有し、相互に連携・対応することが必要と思われるものも見受けられた。

縦割りの組織では、組織としての総合力が活かせず、市民の利便性・効率性の低下に繋がる恐れがある。所管課のみならず複数の部署に関連する諸課題や全市を挙げての取り組みを市全体に浸透させるためには、縦割り行政の弊害を避けるためにも、情報の共有の徹底が大切であり、本市のDX（デジタル・トランスフォーメーション）はこれに資するといえる。庁内における取り組み等、積極的に情報を周知・共有することで他の業務にも応用することが期待でき、課題が生じた場合にも、臨機応変に対応することが望める。

先進自治体における手法も参考に、庁内の連携の強化に努めていただきたい。

以上

監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	指摘区分	項目	内容	指摘日
1	令和5年度定期監査	—	健康推進部	保険年金課	検討・改善	国民健康保険窓口等業務の委託業務について	<p>この業務は、国民健康保険の窓口における業務等を民間委託するものである。</p> <p>委託業務仕様書には、業務内容として「委託業務予定一覧表」が作成され、業務の分類ごとに業務フローが示されている。そこには、「責任者」のフローが示されておらず、仕様書にも「責任者」についての記載がないため、実施している業務内容が不明瞭である。</p> <p>「責任者」、仕様書でいう「業務責任者」、及び「業務従事者」等の業務内容についての棲み分けを明示し、有事の際にも適切かつ迅速な対応に繋がられるような体制整備を期待する。</p> <p>また、月ごとの実施状況について、受託業者より報告書は提出されているが、委託業務の履行状況に対する評価が行われていない。</p> <p>国民健康保険窓口業務は、本来担当課の業務であり、担当課は受託業者の業務ぶりを常に確認し、市民の要望や質問等に応えなければならない。評価方法や基準を定め公正な評価を行うことで、業務が適正に履行されているか確認でき、結果が芳しくない場合には指導する等、今後に役立てることができる。</p> <p>市民にわかりやすく説明できるようにするためにも、必要な評価を行い、今後もより良いサービスを充実されることを望む。</p>	令和6年3月29日
2	令和5年度定期監査	—	健康推進部	保険年金課 高齢介護課 福祉医療課	意見・要望	各保険料の債権管理事務について	<p>地方自治体における適正な債権管理は、市の財源確保や市民負担の公平性の観点から重要な課題である。</p> <p>本市では、平成24年に債権管理PTが設置され、さらに、平成25年度に債権管理条例が策定され、強制徴収公債権のみならず、非強制徴収公債権や私債権についても、法に従った債権管理に努め、効率的、効果的な債権回収を進めることとなった。本定期監査では本条例はじめ、各関係法令等に基づき公平かつ効率的に、適正な債権管理が行われているか検証することも目的に監査を実施した。そこで、各債権所管課においては、滞納整理に関する方針が定められていることを確認した。</p> <p>方針は毎年度改定され、年度に応じた重点課題が定められており、滞納整理に対する意識を常に持ち、慢性化することのないよう事務に取り組んでいることが伺え評価できる。</p> <p>滞納整理においては、専門的知識が必要である。</p> <p>そのため、債権回収のみに注力するのではなく、滞納整理に関する研修等に積極的に参加し、担当職員が変わった場合にも備え、業務内容の知識やノウハウの引継ぎが必要となる。</p> <p>各債権所管課の取り組みの強化及び関係部局相互の連携を一層高めながら、全庁的に総合的な債権回収等の取り組みを進め、一層の成果が得られるよう望むものである。</p>	令和6年3月29日

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。

令和5年度

財政援助団体等
監査結果報告書

富田林市監査委員

富 監 第 1 1 1 号
令和6年3月29日

富田林市長 吉村 善美 様

富田林市監査委員
中川 元
花岡 秀行
南方 泉

財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

公益社団法人 富田林市シルバー人材センター
所管課 健康推進部 高齢介護課

2. 監査の期間

令和5年9月29日 ～ 令和6年3月27日

3. 監査の範囲

令和4年度分の事務・事業

4. 監査の方法

今回の監査は、前記監査の対象、監査の期間、監査の範囲における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を受け、関係書類の調査とともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、現状の把握を行う方法により実施した。

5. 事業の概要

(1) 目的

公益社団法人 富田林市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、定年退職者等の高年齢退職者(以下「高年齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供するところなどにより、その就業を援助して、自らの生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業

定款第4条の規定により、センターが行う事業は次のとおりである。

- ①臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高年齢者に対する就業の機会の確保及び提供
- ②臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高年齢者のための職業紹介事業又は労働者派遣事業の実施
- ③高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ④高年齢者のための臨時的かつ短絡的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業の実施
- ⑤上記ほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業の実施
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業の実施

6. 監査の結果

富田林市シルバー人材センター事業補助金交付要綱に基づき、高年齢者の就業機会を確保し、豊かな高齢社会の実現に貢献することを目的とした令和4年度事業費補助金16,500,000円が令和4年4月1日付けで申請され、同要綱第6条に基づき審査を行い、4月8日付けで16,500,000円の交付を決定。上半期分として令和4年4月28日に8,500,000円、下半期分として令和4年10月18日に8,000,000円が交付されている。

補助金が適正な事務処理により使用されているか、予算の執行、経理及びその他事務について監査した結果、適正に執行されていた。

現在、日本は超高齢化社会に突入しており、本市においてもそのような状況の中、センターは高年齢者の就業の機会を確保し、生きがいの充実を図る、重要な使命を果す役割を担っている。

補助金に市民のための公金が充てられていることを念頭に、最小の経費で最大の効果を挙げるよう効率的・効果的に事業を実施し、事業目的の遂行と円滑な運用をされるよう望むものである。

以上